



# とよた快適自転車プラン

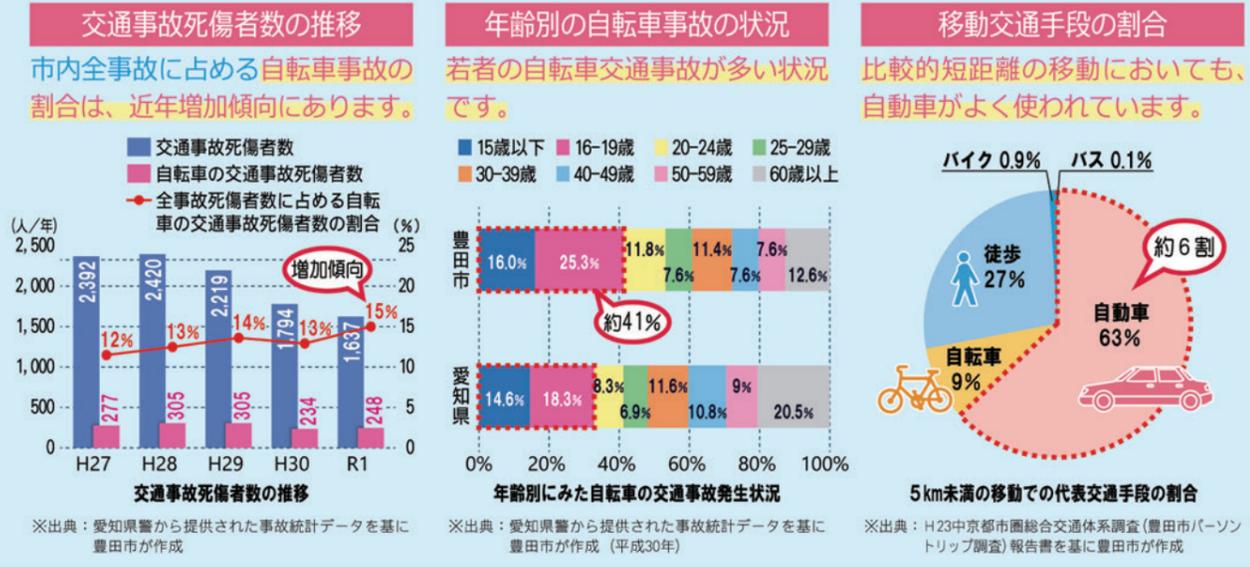
～豊田市自転車活用推進計画～  
〈概要版〉



豊 田 市

## 豊田市の自転車に関する現状

豊田市では、平成27年5月に、「とよた快適自転車プラン～豊田市自転車利用環境整備計画～」を策定し、総合的な取組を行った結果、自転車交通事故死傷者数は5年前と比較し約1割減少しました。しかし、市内全事故に占める自転車事故の割合は、近年増加傾向にあります。また、日常の移動交通手段として、比較的短距離の移動においても、自動車がよく使われています。



## 国の動き

身近な交通手段である自転車の活用について、環境負荷の低減、災害時における交通機能維持の有効性、健康増進など様々な場面での利用価値が高まっています。

平成29年5月、「自転車活用推進法」が施行されました。

平成30年6月、「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

自転車の総合的かつ計画的な推進のため、「自転車の役割拡大」、「サイクリススポーツ・健康」、「サイクルツーリズム」、「安全安心」の4つの目標を掲げ、施策が進められています。

## 豊田市の動き

令和2年4月、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行しました。

- 1 自転車交通安全教育の充実  
市の責務として、自転車利用者への教育及び啓発の機会を充実させる
- 2 自転車利用時の交通ルールの遵守  
自転車安全利用五則をはじめ、自転車交通ルールを守る
- 3 全年代におけるヘルメット着用の促進  
着用の努力義務規定を明記
- 4 自転車損害賠償保険等の加入促進  
加入義務規定を明記
- 5 自転車安全利用推進強化地区の指定  
自転車利用者への教育・啓発を重点に行う中学校区を指定

## これまでの取組と評価

既往計画 「豊田市自転車利用環境整備計画」 (平成27年5月策定)

「自転車通行空間の整備」、「ルールの周知・マナーの向上」、「自動車から自転車への転換」の3つの施策を実施しました。

### 空間づくり

自転車通行空間(約28.9km)を整備。

▲整備路線の状況(都)大林豊栄線

▲整備前後(H24~H27) 整備後(H28~H30) 自転車事故件数の推移

※自転車通行空間整備済み路線(約23.4km)を対象  
※出典：愛知県警から提供された事故統計データを基に豊田市が作成

・整備前後で、自転車事故が約5割減少しました。  
・自転車通行空間の遵守率及び快適性の向上が必要です。

### 意識づくり

小中高の児童、生徒を中心に、自転車ルールの啓発活動、交通安全講習を実施。

▲高校生による啓発活動

▲VR体験による啓発活動

・一般の自転車利用者やドライバーに対する啓発や周知が不足しています。

### 仕組みづくり

自転車の利用促進に関するPRを実施。

▲イベントでの自転車利用PR

▲エコ交通出前教室の様子

・通勤時の自転車利用促進に向け、企業との更なる連携が必要です。

これまでの取組

評価

## これらを踏まえ、「とよた快適自転車プラン」を改定しました。

計画の改定 「豊田市自転車活用推進計画」 (令和2年12月策定)

目指す姿：「だれもが安全で快適に楽しく自転車につながるまち 豊田」

### 計画改定のポイント

- 自転車交通事故の更なる削減。
- クルマと自転車のかしこい使い分けが可能な交通社会を目指す。



目指す姿

「だれもが安全で快適に楽しく自転車をつながらるまち豊田」

目標

I 空間づくり

自転車ネットワーク路線の質の向上

II 意識づくり

子どもから大人まで通行ルールの  
共通認識が持てる啓発・教育の充実

III 仕組みづくり

自動車から自転車への転換を促し、  
楽しく自転車を利用できる取組の推進

目標 I 空間づくり ～自転車事故の削減～

自転車ネットワーク路線の安全性・快適性の向上

取り組むべき施策①

措置1) 効果的・効率的な自転車通行空間の延伸

・整備済路線との連続性、安全性向上等の視点による自転車通行空間の延伸

：自転車道 (図中 は整備済み区間)



完成形態  
縁石や柵等の工作物によって、車道、歩道と分離された空間です。  
〔出典〕安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(国土交通省・警察庁)

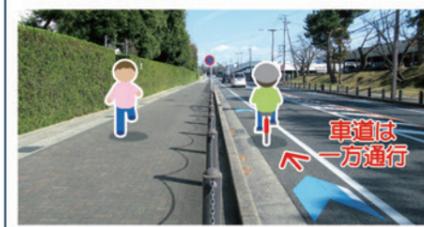
※上記以外に「車道混在」の完成形態もあります。

：自転車専用通行帯(自転車レーン)



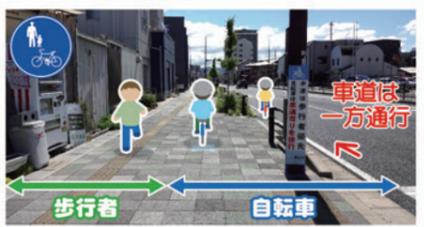
完成形態  
交通規制により車道内に自転車専用の車線を設け、自転車と自動車を分離します。

：車道混在



完成形態  
車道内に自転車の通行位置を明示し、自動車に自転車の通行を注意喚起します。

：歩道活用



完成形態  
歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行しなければなりません。

措置2) 道路整備に合わせた自転車通行空間の確保

- ・自転車道、自転車専用通行帯等の完成形態を前提とし、道路整備に合わせて自転車通行空間の整備を推進

措置3) サイクリングロードの整備推進

- ・豊田安城サイクリングロードの走行環境整備を検討(愛知県・豊田市)
- ・矢作川高水敷のサイクリングロードの整備検討



▲サイクリングロードの整備イメージ  
〔出典〕豊田市矢作川河川環境活性化プラン

措置1) 整備後の課題や利用者の声をふまえた自転車通行空間の改善

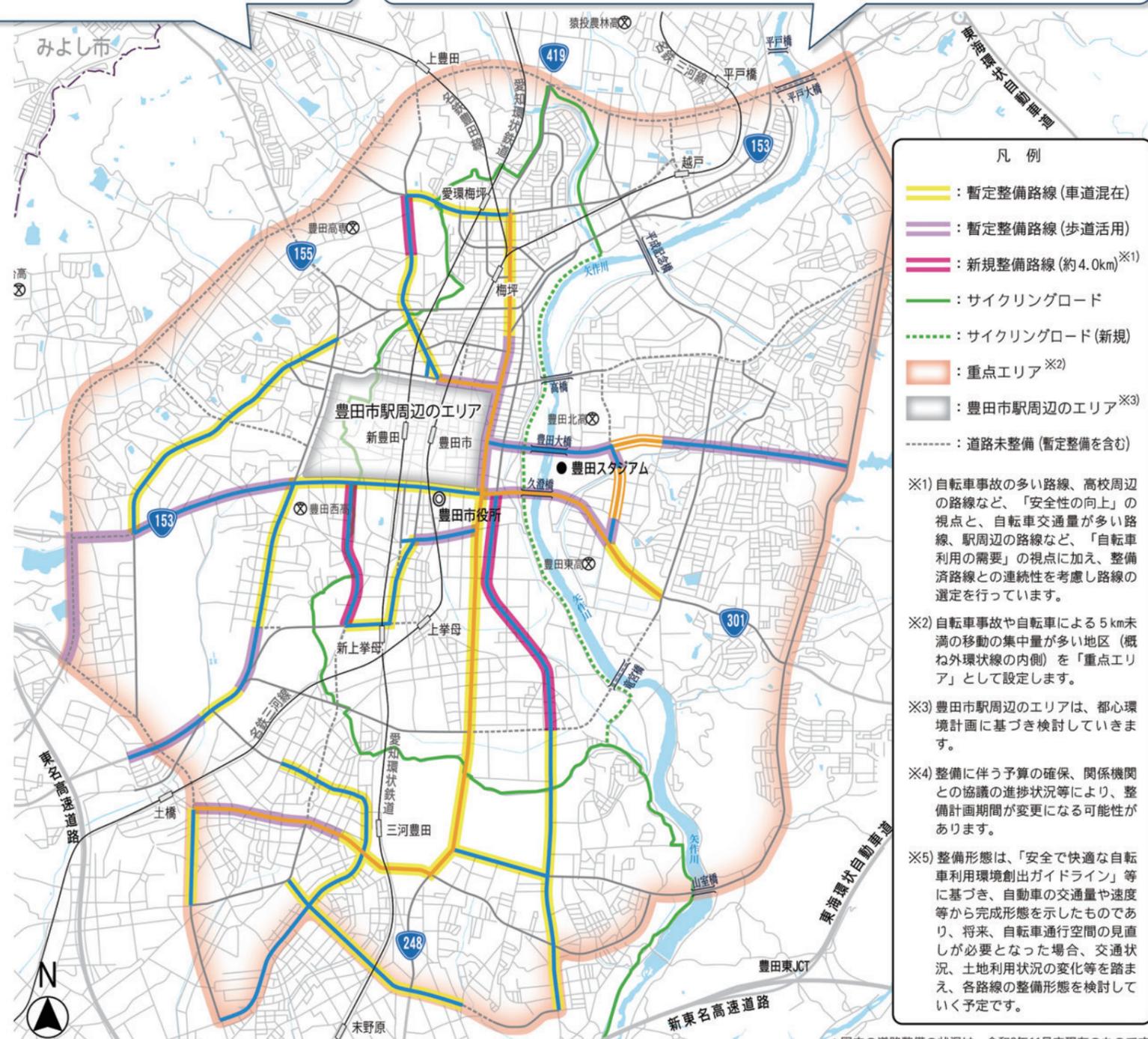
- ・整備済路線の安全性等の向上に向けた追加対策の実施



▲車道端部の構造を自転車走行に配慮し改良した案  
〔出典〕東京都建設局新技術情報データベース

取り組むべき施策②

自転車通行空間の改善



取り組むべき施策①

自転車の交通ルール（自転車安全利用五則等）の普及啓発の強化

措置1) 自転車利用者、ドライバーへの啓発活動

- ・高校生・通勤者をターゲットとした啓発活動



▲街頭での啓発活動



▲高校での啓発活動



▲愛知県警によるモデル走行

措置2) 自転車の交通ルールの周知

- ・自転車安全利用に関するリーフレット等の作成・配布

措置3) 自転車安全利用推進強化地区の指定

- ・自転車の事故や交通量が多い地区で重点的な啓発実施



▲高校での啓発活動



▲愛知県警による啓発活動



▲各種啓発広報チラシ

取り組むべき施策②

子どもから大人まで段階的かつ体系的な安全教育の充実

措置1) 交通安全学習センター施設内及び出張による交通安全講習の実施

- ・小学4年生の施設内の交通安全講習実施及び中学1年生・高校1年生の出張講習実施



▲交通安全学習センター施設内講習の様子(過年度実施イメージ)



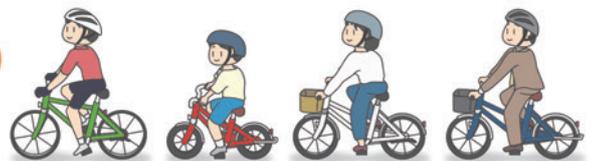
▲センター施設内の様子

取り組むべき施策③

自転車利用者への安心に向けた取組の促進

措置1) 自転車保険加入の促進

- ・学校、企業等と連携した意識啓発の実施



措置2) ヘルメット着用の促進及び自転車の点検・整備の促進

- ・講習や自転車購入等の様々な機会を通じた啓発実施

取り組むべき施策①

クルマと自転車のかしこい使い分けによる自転車利用促進

措置1) 市内企業等との連携による企業へのPR及び市民へのモビリティマネジメントによるPR策の実施

- ・豊田エコ交通をすすめる会を主体とした「新しい生活様式」等を踏まえた企業への自転車通勤促進のPR
- ・自動車から自転車への転換促進に「とよたSDGsポイント」等の活用を検討

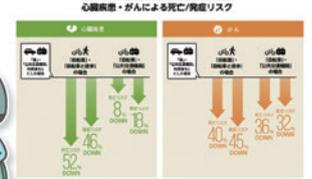
(4)「自転車通勤導入に関する手引き」の公表（国土交通省）

国土交通省にて、「自転車通勤導入に関する手引き」が取りまとめられ、公表されました。事業者や従業員の視点から自転車通勤制度の導入・実施における課題などに対応した制度設計を行えるものとなっています。また、事業者が自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項を記載するとともに、そのまま使用できる「自転車通勤規定」及び「自転車通勤許可申請書」の様子を掲載しています。

（詳細）  
[http://www.mlit.go.jp/road/bicycle\\_guidance.html](http://www.mlit.go.jp/road/bicycle_guidance.html)

○自転車通勤でがんや心臓疾患による死亡・発症リスクが大ダウン

2017年に発表されたイギリスの研究によると、自転車もしくは自転車および徒歩による通勤では、クルマや公共交通機関に比べて、がんによる死亡リスクが40%、心臓疾患による死亡リスクが52%も低いことが明らかにされています。



▲エコ交通メールニュース配信



▲とよたSDGsポイント制度

◀【出典】自転車通勤導入に関する手引き（自転車活用推進官民連携協議会）

取り組むべき施策②

サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実

措置1) 公共交通と連携したおすすめポタリングコースのPR及び自転車イベントの支援

- ・公共交通と連携したポタリングコースのPR
- ・おいでんバスへの自転車積載用ラック設置検討
- ・民間主体の自転車イベントの支援



▲導入事例（【出典】厚木市HP）



▲イベントイメージ（写真提供：OPEN INABU実行委員会）

措置2) サイクリングロードの整備推進 ※再掲



取り組むべき施策③

良好な駐輪環境の確保

措置1) 市営駐輪場の設置・指定管理による管理

- ・駅周辺の再整備に伴う適正な駐輪場整備

措置2) 自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分

措置3) 駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底



▲適正な駐輪場整備



▲撤去自転車のリサイクル



▲周知のための啓発チラシ

## ○ 計画期間

令和2年度

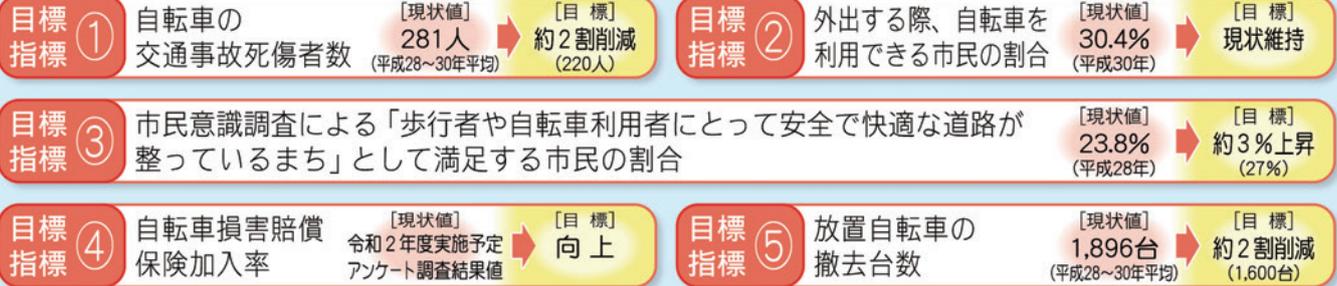
令和6年度末

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度末までの5年間です。

豊田市自転車活用推進計画

## ○ 目標指標

本計画を継続的に推進するため、基本方針に基づき、以下の通り目標指標を設定します。



## ○ 計画の評価・取組体制

本計画の目標達成のために、P D C Aサイクルを導入し、継続的な計画の推進を図ります。なお、計画の推進に当たっては、学識経験者、警察、民間企業、行政、学校、道路利用者、交通事業者で組織する「(仮称)豊田市自転車活用推進会議」が中心となり、取組の進捗状況や効果・課題等を把握しながら進捗を管理します。



### (仮称)豊田市自転車活用推進会議

「豊田市自転車活用推進計画」の継続的な推進を図る

行政	学校	警察
学識経験者	民間企業	
道路利用者	交通事業者	

## ○ 自転車も交通ルールを守って安全な通行に心掛けましょう！

### 豊田市 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 のポイント

**自分を守ろう** 自転車に乗るときは、自分の身を守るため大人も子どももヘルメットを着用しましょう。

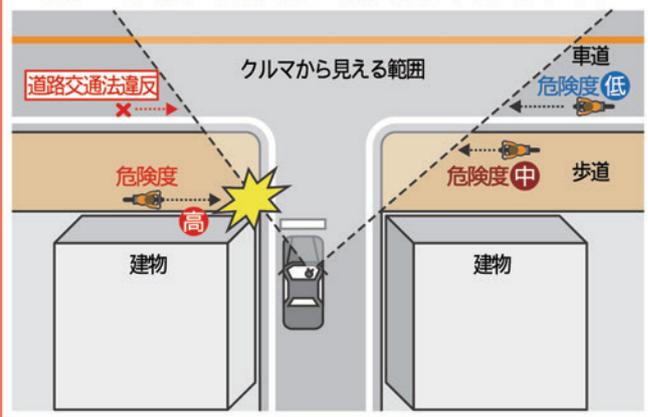
**自転車を守ろう** 自転車を定期的に点検・整備をして、大切に乗りましょう。もちろんカギかけも忘れずに。

**みんなを守ろう** 自転車は車両の仲間。自転車も交通ルールを守りましょう。

事故の加害者になった際に、多額の賠償請求を負う事例が多く発生しています。

**自転車損害賠償保険等の加入が必要です(義務)**

- 歩道を通行する自転車は、脇道から進入するクルマからの死角になりやすく、車道通行に比べて出会い頭事故の危険度が高まります。



### ◆ お問い合わせ ◆

豊田市 建設部 建設企画課  
〒471-8501 豊田市西町3-60

【電話】0565-34-6682

【FAX】0565-31-3540

【E-mail】kensetsukikaku@city.toyota.aichi.jp

令和2年12月発行